

豊中市マイ子育てひろば事業実施要綱

(目的)

第1条 妊婦および就学までの子どもを子育てしている家庭が保育所等の子育て支援施設において身近に相談することができる環境を整備し、子育て世帯の不安解消や必要な支援に確実につなげるため豊中市マイ子育てひろば（以下「マイ子育てひろば」）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業は豊中市または豊中市が適切と認めた者が実施する。

(対象)

第3条 マイ子育てひろばの対象とする家庭（以下「対象家庭」という。）は、豊中市内に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦または未就学の子どもがいる家庭とする。

(実施場所)

第4条 マイ子育てひろばを実施する場所は、豊中市長が相談、助言等を適切に行うことができると認めた場所とする。

(実施内容)

第5条 対象家庭に対し、実施場所において次の事業を実施する。

(1) 相談支援

対象家庭からの相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言を行う。また、必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等を行うために、豊中市はぐくみセンターに迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげるとともに、共同して継続的な見守りを行う。

(2) 子育て世帯とつながる工夫

利用者同士の交流の場や講座の開催等により利用者が積極的に足を運びやすい環境づくりを行うため、以下に掲げる事業を行う。

ア 利用者の登録受付及び管理

イ 園開放（週1回以上）

ウ 講座またはイベントの開催（月1回以上）

エ 市が指定する事業の開催（年1回以上）

(3) 子育て世帯に対する情報発信

対象家庭に対し子育て支援に関する情報の発信・提供を行う。

(利用者情報の管理)

第6条 マイ子育てひろばに従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身の上に関する秘密を守らなければならない。

(事業の報告等)

第7条 マイ子育てひろばを実施する者は、別に定める様式により登録者数等の利用状況を豊中市長に報告する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。